

2021年1月12日

お客様各位

株式会社ナショナルマリンプラスチック

「緊急事態宣言」再発令に伴う対応について

1月7日（木）に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に再発令されました。新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて対策をさらに強化し、従業員、お客様、関係先等の安全・安心を確保するため、以下の勤務体制を実施させていただきます。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. 対象拠点および従業員について

緊急事態宣言の対象となる下記の事業拠点においては、在宅勤務、時差出勤を推奨し、可能な限り出勤率を抑制する勤務体制といたします。

2. 緊急事態宣言対象地域の事業拠点

・本社 東京

大阪営業所におきましても対象地域として宣言が発令された場合、状況に準じた対応を実施いたします。

・営業対応

緊急を要する場合を除き、来社によるお打合せはできる限りお控えください。また、御用の際は、担当者へ直接メールご連絡いただきますようお願い申し上げます。

3. 期間について

- ・2021年1月13日（水）～2月7日（日）まで

※ 政府機関の発表ならびに社会情勢等を踏まえて、変更対象拠点・期間変更などあれば、改めてお知らせ致します。

以上

2021年1月14日

お客様各位

株式会社ナショナルマリンプラスチック

「緊急事態宣言」対象区域追加に伴う対応について (2)

1月13日(水)に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県が追加されました。新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて対策をさらに強化し、従業員、お客様、関係先等の安全・安心を確保するため、以下の勤務体制を実施させていただきます。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. 対象拠点および従業員について

緊急事態宣言の対象となる下記の事業拠点においては、在宅勤務、時差出勤を推奨し、可能な限り出勤率を抑制する勤務体制といたします。

2. 緊急事態宣言対象地域の事業拠点

- ・本社 東京
- ・大阪営業所

・営業対応

緊急を要する場合を除き、来社によるお打合せはできる限りお控えください。また、御用の際は、担当者へ直接メールご連絡いただきますようお願い申し上げます。

3. 期間について

- ・2021年1月14日(木)～2月7日(日)まで

※ 政府機関の発表ならびに社会情勢等を踏まえて、変更対象拠点・期間変更などあれば、改めてお知らせ致します。

以上